

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 9 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800017号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800005号

第1 結論

昭和61年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年*月から平成3年3月まで

私は、弟と同じように20歳になった時から学生が国民年金に強制加入とされる直前の平成3年3月までの請求期間について、当時同居していた母が私のために国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付していたと聞いているが、その年金記録がない。請求期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学生で20歳になった頃、A市において当時同居していた請求者の母が、国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者のA市における国民年金被保険者名簿には、平成3年4月1日に強制加入被保険者資格を取得していることが記載されている上、その資格取得日及び被保険者種別はオンライン記録とも一致していることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、当時同居していた母が全て行っていたと陳述しており、請求者自身は直接関与していない上、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする請求者の母親は、請求者が20歳の時に国民年金の加入手続を行ったが、具体的な場所等については何も覚えていない旨回答・陳述していることから、請求期間当時の国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況について不明である。

加えて、請求者の母親は、請求者の弟の国民年金について、請求者と同様に 20 歳になった時に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた旨回答しているところ、オンライン記録により、請求者の弟は、平成 3 年 4 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、20 歳から当該被保険者資格を取得するまでの期間については、国民年金に未加入の期間であり、保険料の納付記録も確認できない。

なお、オンライン記録により、請求者の弟の上記国民年金被保険者資格取得時の記号番号は請求者の記号番号と連番であることが確認できる上、請求者及びその弟の記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により、平成 2 年 7 月 30 日に A 社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された記号番号の一つであり、両者とも平成 3 年 4 月 25 日に取得処理されていることが確認できることから、学生が国民年金に強制加入とされた平成 3 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800032号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800006号

第1 結論

昭和52年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和55年3月まで

私が大学生で20歳になった昭和52年*月から厚生年金保険に加入する前の昭和55年3月までの請求期間について、母がA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付してくれており、私自身も保険料納付のために母と一緒に同市役所に数回行った記憶がある。国民年金保険料納付の領収書は母が亡くなった時に紛失してしまい、所持しているのは年金手帳と、その手帳を入れる「ねんきん」、「A市」などの文字が印刷された緑色のビニール袋だけであるが、母は、生前、学生時代は保険料が免除になるが支払っていたと強く言っていた。請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和59年2月3日にA市から請求者に払い出されていることが確認でき、請求者が所持する年金手帳において、国民年金の「初めて被保険者になった日」欄には、最初の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和58年12月30日と記載されていることが確認できることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間については、請求者は大学生であったと陳述していることから、請求者は国民年金の任意加入の対象となり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることにより、請求者の記号番号が払い出された時点(昭和59年2月3日)では、請求期間において任意加入の対象であった請求者は、当該期間の始期に当たる昭和52年*月に遡って被保険者資格を取得することができない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者

に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は既に亡くなっており、その証言を得ることができないことから、請求期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。